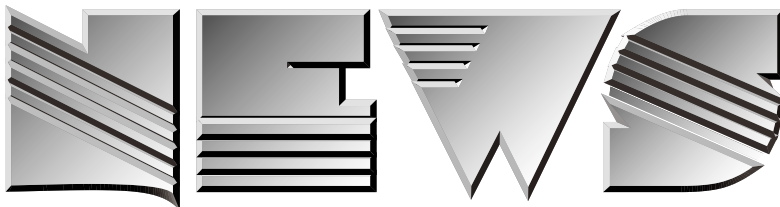




50年
ねこだすけ
#ねこだすけ



号外

vol.34

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

改正動物愛護法は9月から施行されます。

動物の愛護及び管理に関する法律は、5年毎に見直されています。罰則のポスターやチラシをホームページからダウンロードできるようにしていますが、3回めの修正をむかえました。

遺棄犯罪の罰金は当初の30万円から、5年めに50万円になり、今年は100万円になりました。

動物愛護法に名称が改正されるまでの動物保護法の時代には、遺棄虐待として扱われていた犯罪も、遺棄と衰弱などの虐待と、殺傷とに分けられました。

野良猫は「キブツソンカイ」罪にならないのでは？などともいわれ続けていましたが、飼い主などのいるかいないかに関係なく、愛護動物を傷つける、又は殺すことは殺傷犯罪で、懲役2年罰金200万円です。

飼い主や取り扱い者などが、衰弱させるなどやそのほかの虐待行為については、罰金100万円です。

犬や猫などの愛護動物を、生き続けられるところに捨て放しても、遺棄犯罪にはならないのでは？といわれることもありました。保護下の動物をどこかに放置したときに遺棄犯罪になります。

日本は性善説の国ですから、悪人を懲らしめるた

めではありませんが、動物を捨て去る、虐める、傷つける、殺す、などが罰則のある違法行為であることは、未だそれほど多くの人達に知れ渡っていないように思われます。

捨てるな、殺すな、増やすな、逃がすな、苦しめるな、生まれたら一生涯のお世話をしてね!!

下の見本のような、カラープリント用ファイルがホームページからダウンロードできます。

役所や警察などの名入れでお使いになる際には、ねこだすけまでご一報をいただくと、できる限り協力させていただいております。もちろん著作権などの費用はかかりません。

捨て猫違反が多かった所に、大きく伸ばしてラミネート加工し、何枚も並べて掲示したお役所もありました。TNR、トラップ・ニューター・リターン、捕獲（保護）・不妊去勢（繁殖制限）手術・返還（元に戻す）や、地域猫対策を同時に行い、効果が根付いたことを知らされました。

ポスターチラシのダウンロードは・・・

グーグル検索キーワード「ねこだすけ ファクトシート もくじ」か次のURL
http://nekodasuke.main.jp/fact_pfindex.html

左の見本各々の最下段、犯罪通報110番の黒枠部分を、行政機関名などに変えて使われていることもあります。

例えば〇〇市役所単独の場合。〇〇市保健所・〇〇公園事務所・〇〇警察署、などとの連名の場合。あるいは、〇〇管理所など、愛護動物の所管ではない場合もあります。

ご一報いただけますと対応できますので、ご連絡ください。

また、地域猫対策などのボランティアさんにプリントをそのままお使いいただいていることも多いです。

動物愛護法

捨て猫・捨て犬禁止

すてないで!!

いき 遺棄犯罪・捨て猫違反は 罰金100万円 110番!!

地域の行政は、愛護動物の一生に関わる重要な役割を担っています。犯罪の所管は警察署

動物愛護法

殺傷・衰弱虐待禁止

殺傷犯罪 懲役2年、罰金200万円。
飼い主などのいるかいないかに関係なく、愛護動物に対する犯罪。

衰弱虐待犯罪 罰金100万円。
飼い主や取り扱い者などの犯罪。

110番!!

小動物の殺傷や虐待は重大犯罪のさざしです。犯罪の所管は警察署

